

第8章 投資形態

1. ベトナムへの進出・投資形態

投資法 61/2020/QH14 に基づき、外国投資家は、次の形態で投資活動を行うことができる。

図表 8-1 ベトナムへの投資形態

進出・投資形態	内容
1. 新規設立（100%または合弁）	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資家が全額出資、またはベトナム企業・個人との合弁で会社を設立する投資形態 単独でも複数の外国投資家による投資でも可能
2. 出資または株式、持分の購入による投資	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資家が経済組織に対して出資したり、株式や持ち分を購入する形態の投資 WTO におけるベトナムの約束、投資法、証券法、その他の関連法の規定に従う 公開企業に対する外国投資家の出資比率は、出資可能な比率が具体的に規定されている投資分野についてはこれに従い、外国投資家に適用される条件があるものの出資割合について特段の定めがない投資分野については最大 50%に限定されている。その他の場合には、100% 独資（外資）が認められている
3. 投資プロジェクトの実施による投資	<ul style="list-style-type: none"> 投資プロジェクトの実施にあたっては、投資法に加え、都市計画、土地、環境、建設、労働、防火・消火などの関連法令、投資方針の承認書（該当する場合）、投資登録証明書（該当する場合）を遵守する必要がある プロジェクトごとに建設許可を受けて施主との契約により事業を行う建設据付工事契約、特許・ノウハウを供与したいかを得る技術移転契約などがある
4. 事業協力契約 (BCC : Business Co-operation Contract)	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム企業と外国投資家または外国投資家同士が、法人格を有する会社を設立せず、契約関係において利益や資本負債の共有を図る投資形態 多くの場合、短期間で実施する事業や政府が規制している通信事業などの特定事業への投資、石油やほかの天然資源の試掘、探査、採掘などの共同事業を行う際に用いられる
5. 政府の規定に従った新たな投資形式、新たな種類の経済組織 例：官民連携契約 (PPP : Public Private Partnership)	<p>※政府規定の投資形式によるが、以下は PPP を対象に内容を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国投資家とベトナム政機関との間で締結される。インフラ施設の建設、ベトナム政府に移転する時期、運営方法により契約形態が異なる 一定の場合を除き、外国投資家は、プロジェクト実施のための会社を設立する 道路、港湾、空港、鉄道、橋梁、水道、電力などのインフラの整備、改善、拡張、管理、運営及びサービス提供に関する事業を行う際に用いられる

（出所）投資法第4章第1部より作成

旧外国投資法のもとでは 100%外資企業、合弁事業と事業協力契約のみが規定されていたが、2005 年成立の旧共通投資法では外国投資家による投資形態が多様化した。また、2014 年成立、2015 年 7 月 1 日施行された旧投資法において、図表 8-1 の①新規設立と②既存の経済組織への投資とで手続を分けて規定し、前者の方法による投資について、投資登録証明書の取得を必要とし

ている。他方、後者による投資については、投資登録証明書の取得は不要であるが、投資対象の会社が外国投資家に適用される条件付投資分野での事業活動を行う場合や、外国投資家及び外資企業が定款資本の 51%を保有する場合は、出資または取得に係る登録の手続を行う必要がある。

さらに、2021 年 1 月 1 日に施行された現行投資法においては、同様の手続が定められているが、①新規設立のケースにおいて、中小企業支援に関する法令の規定に従った創造的スタートアップ中小企業及び創造的スタートアップ投資基金の設立の場合については、その設立にあたり、投資登録証明書を取得することなく設立手続を行うことができると加えられた。

直近では、2024 年 11 月に計画法・投資法・PPP 法・入札法の改正があり (57/2024/QH15)、2025 年 1 月に発効された。本改定における主な変更点として、事業分野のリストの見直しが行われたほか、高度技術産業の誘致を促進することを目的とした「特定投資手続」が新設された。この手続により、工業団地やハイテクパークなどに所在する半導体及び先端技術の研究開発拠点など特定のプロジェクトについては、従来の承認プロセスの一部が簡略化される。

➤ 官民連携契約（PPP）について

PPP 契約による投資については、2014 年投資法の適用対象であったが、2020 年投資法 61/2020/QH14 の適用対象からは一部の規定を除き除外され、2020 年 6 月 18 日付 PPP 法 64/2020/QH14（2021 年 1 月 1 日施行）に基づいて実施されている。

PPP 事業に関する規定が法律に格上げされたことで、事業の推進過程における一貫性や継続性の確保が期待されている。

PPP 法では、対象分野を（1）交通運輸、（2）発電所・送電線（水力発電及び電力法による国の独占案件を除く）、（3）灌漑、上下水道、排水・廃棄物処理、廃棄物処理、水資源の開発、貯蔵及び回復、（4）医療、教育・訓練、（5）情報通信インフラに限定した。また、旧投資法に規定されていた BT (Build-Transfer／建設・譲渡) 方式は PPP 法 64/2020/QH14 において削除され、BT 方式の新規事業は中止となったが、2024 年 11 月の法改正 (57/2024/QH15) により再度追加された。

PPP 事業として認められる投資額は 2,000 億ドン以上である（医療、教育または社会的・経済的に困難あるいは社会的・経済的に特別に困難な地域のプロジェクトは 1,000 億ドン以上）。

なお、PPP 法では基本的に国の参加比率は投資総額の 50%までと定められているが、一部プロジェクトにおいて初級段階の需要が低いことや投資の誘致が難しいことなどの原因により、案件形成が難しくなっている。それを解決するために、2024 年 11 月の法改正 (57/2024/QH15) では、以下の条件のいずれか、または全てを満たす場合、国家資本の参加割合は 50%を超え、最大 70%まで認められるようになった。

- ・ プロジェクト費用が推定総投資額または総投資額の 50%を超える場合（例：プロジェクトの財務計画を維持するために必要な場合）。
- ・ プロジェクトが社会経済的困難または極端な困難を抱える地域で実行される場合で、プロジェクトの財務計画の実現可能性を確保するために、規定割合を超える国家資本が必要とされる場合。

PPP法にて認められている契約形態の概要は以下の通り。

図表 8-2 PPP 契約の概要

契約形態	内容
BOT 契約	▪ 政府機関と投資家がインフラ施設建設のために締結する契約。建設完了後、投資家は当該インフラ施設を一定期間運営し、期間満了後は政府機関に譲渡する。
BTO 契約	▪ 政府機関と投資家がインフラ施設建設のために締結する契約。建設完了後、投資家は政府機関に当該インフラ施設を譲渡し、一定期間運営する権利を取得する。
BOO 契約	▪ 政府機関と投資家がインフラ施設建設のために締結する契約。建設完了後、投資家は当該インフラ施設を所有し、一定期間運営する権利を取得する。期間満了後、投資家またはPPPプロジェクト企業は契約を終了する。
BTL 契約	▪ 政府機関と投資家がインフラ施設建設のために締結する契約。建設完了後、投資家は当該インフラ施設を政府機関に譲渡し、それを一定期間運営するサービスを提供する権利を取得する。政府機関は投資家のサービスを利用し、投資家のサービスに対する支払を行う。
BLT 契約	▪ 政府機関と投資家がインフラ施設建設のために締結する契約。建設完了後、投資家は当該インフラ施設を一定期間運営するサービスを提供する権利を取得する。政府機関は投資家のサービスを利用し、投資家のサービスに対する支払を行う。期間終了時は、当該インフラ施設は政府機関に譲渡される。
O&M 契約	▪ 政府機関と投資家が、インフラ施設の一部または全部を一定期間運営・管理するために締結する契約。期間満了後、投資家またはPPPプロジェクト企業は契約を終了する。
BT 契約	▪ インフラ施設やシステムの建設のために、政府機関と投資家の間で締結される契約。投資家がプロジェクトの完了後にそのプロジェクトを政府機関に譲渡し、政府機関は土地の使用権や国家予算などをを利用して対価を支払う、または支払を必要とせずに実施される。

(出所) PPP法より作成

さらに、2024年11月の法改正(57/2024/QH15)では、プロジェクトの早期終了に関して、補償規定が追加された。契約当局(公共機関)の責任、またはその他契約履行が不可能となった場合、契約当局と投資家の間の合意により契約終了した際に、投資家は以下の費用について、補償を受ける権利がある。

- プロジェクト契約に基づき発生した正当なコスト
- 賠償額や補償費用(例えば、建設費、借入金利、運営関連費用など)
- PPPプロジェクト企業の資産や株式の取得に関連する費用
- その他、早期終了のプロセスで発生する合理的な費用

なお、補償を受けるためには別途法律で指定された手続や指定機関による監査などが必要となるが、2024年11月の法改正(57/2024/QH15)は投資家の権利を保護する仕組みとなっているため、今後の投資誘致に貢献できると予想される。

➤ 支店・駐在員事務所開設による進出

支店・駐在員事務所開設による進出は、商法の規定に従う(管轄官庁は商工省)。ベトナムにお

ける外国商人の駐在員事務所及び支店の設立条件や手続、活動内容などについては商法の細則を定める政令 07 号 (Decree No. 07/2016/NĐ-CP) で規定されている²。主な留意点は次の通り。

- ・ 駐在員事務所の業務は、本社との連絡業務、市場調査、外国投資家の投資経営の機会の促進に限定されている。
- ・ 駐在員事務所の活動期間は 5 年とされているが、延長も可能。設立を申請する際、企業はその時点で、本国で最低 1 年以上の活動実績が必要である。
- ・ 支店に関しても、活動期間を 5 年間に制限。本国における活動実績は 5 年以上必要である。
- ・ 特殊商業分野（銀行、金融、法律サービス、文化、教育、観光など）で事業を行う外国企業は、駐在員事務所・支店設立に関して他の法律に規定される場合、当該規定にも従う。
- ・ 駐在員事務所所長と現地法人の法的代表者や支店長の兼務は不可である。

² 政令 07 号の発効前に設立許可証を発行された駐在員事務所は、その設立許可証の期間が満了するまで引き続き活動することが認められている。